

熊本県中小企業融資制度実施要領

平成21年4月1日

熊本県中小企業融資制度要項（平成21年熊本県告示304号。以下「要項」という。）に基づく融資制度の実施については、この実施要領によるものとする。

第1 この実施要領における用語の定義は、下表のとおりとする。

用 語	定 義
産業活性化資金	熊本県産業活性化資金
金融円滑化特別資金	熊本県金融円滑化特別資金
小規模事業者おうえん資金	熊本県小規模事業者おうえん資金
経営革新等支援資金	熊本県経営革新等支援資金
新事業展開支援資金	熊本県新事業展開支援資金
中小企業短期資金	熊本県中小企業短期資金
チャレンジサポート資金	熊本県チャレンジサポート中小企業経営力強化支援資金
創業者支援資金	熊本県創業者支援資金
事業承継者おうえん資金	熊本県事業承継者おうえん資金
資金繰り安定借換資金	熊本県資金繰り安定借換資金
保証協会	熊本県信用保証協会
会議所	県内各商工会議所
商工会	県内各商工会
商工会連合会	熊本県商工会連合会
中央会	熊本県中小企業団体中央会
商工団体	会議所、商工会若しくは中央会
産業支援財団	公益財団法人くまもと産業支援財団
NPO法人	特定非営利活動法人
県起業化支援センター	一般財団法人熊本県起業化支援センター
県再生支援協議会	熊本県中小企業再生支援協議会
認定経営革新等支援機関	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第2項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた外部の専門家
経営支援プログラム実施企業	商工会議所及び商工会（商工会連合会）が行う「熊本県小規模企業等経営支援基本方針」に基づく経営支援プログラムを実施する企業
産業分類【第13回改定】	日本標準産業分類【第13回改定】
鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザ
セーフティネット	中小企業信用保険法第2条第5項
セーフティネット認定書	セーフティネットの規定に基づく「特定中小企業者」であることを示す市町村長が発行する認定書
東日本大震災法	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）
責任共有制度	責任共有制度要綱（平成18年9月12日中庁第2号）に定めるもの
倒産した企業	破産、再生手続開始、整理開始又は特別精算開始申立てを行った企業並びに手形交換所において取引停止処分を受けた企業
同一の事業	産業分類【第13回改定】の小分類の範囲内の事業
異業種	産業分類【第13回改定】の中分類が異なる業種
経営革新計画	中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第4条又は中小企業等経営強化法第8条第1項の規定に基づき知事の承認を受けた経営革新計画
経営力向上計画	中小企業等経営強化法第13条の規定に基づき主務大臣の認定を受けた経営力向上計画
産業振興ビジョン	熊本県産業振興ビジョン2011（2010年12月策定）

先端設備等導入計画の認定を受けた者	生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第1項の規定に基づき特定市町村の認定を受けた者
地域経済牽引事業計画の承認を受けた者	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条1項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた者
地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第6条に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者
農商工等連携事業計画の認定を受けた者	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者
フードバレー構想	くまもと県南フードバレー構想（2013年3月策定）
県南地域	八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域の3地域からなる広域的な地域のこと。
新エネルギー又は省エネルギー施設	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型照明設備（LED照明、有機EL又はこれらと同等以上の省エネルギー性能を有する照明設備） ・中小企業信用保険法施行規則別表第2の1又は別表第2の2に掲げるエネルギー対策保証の対象となる施設
地球温暖化の防止に関する条例	熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）
地下水保全条例	熊本県地下水保全条例（平成2年10月2日熊本県条例第52号）
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）
子育て従業員応援団	くまもと子育て応援の店・企業推進事業実施要領に基づき県が登録している者
子育てサポート企業	次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働大臣の認定を受けた者
ブライト企業	熊本県ブライト企業認定事務実施要綱に基づき県が認定した企業
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者	熊本県男女共同参画推進事業者表彰要領に基づき県が表彰した者
自ら策定したBCPに基づき防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業庁が公表する中小企業BCP策定運用指針に則り策定したBCP（事業継続計画）に基づき防災に資する施設等の整備を行う者
協調倍率	県が貸付原資を取扱金融機関に預託し、取扱金融機関はその貸付原資に自己資金を加えて融資枠を設定する。その貸付原資に対する融資枠の倍率。（例）協調倍率14倍＝県1：金融機関13
歳計現金余裕金貸付規則	熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）
中小企業信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）
過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）で定める地域
半島振興対策実施地域	半島振興法（昭和60年法律第63号）で定める地域
離島振興対策実施地域	離島振興法（昭和28年法律第72号）で定める地域
振興山村	山村振興法（昭和40年法律第64号）で定める地域
家畜伝染病予防法	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）
地方税法	地方税法（昭和25年法律第226号）
商工会議所法	商工会議所法（昭和28年法律第143号）
商工会法	商工会法（昭和35年法律第89号）
特許法	特許法（昭和34年法律第121号）
実用新案法	実用新案法（昭和34年法律第123号）
意匠法	意匠法（昭和34年法律第125号）
産業競争力強化法	産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）
経営承継円滑化法	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）

第2 要項第3条に定める資金の信用保証と申込先は、下表のとおりとする。

資金名	信用保証	申込先		
		商工団体	取扱金融機関	産業支援財団
産業活性化資金	○	○	○	
金融円滑化特別資金	○	○	●	
小規模事業者おうえん資金	○	○	△	○
創業者支援資金	○	○	▲	
経営革新等支援資金	○	○	○	
新事業展開支援資金	○	○	○	
中小企業短期資金	★	○	○	
チャレンジサポート資金	○	○	○	
事業承継者おうえん資金	○	○	○	
資金繰り安定借換資金	○	○	○	

※ △＝熊本県信用組合のみ申込先となることことができる。

●＝平成28年熊本地震による被害の影響を受けた場合（災害関係保証を用いる場合に限る）の申し込みに関し、取扱金融機関も申込先となることことができる。

▲＝商工会議所法又は商工会法に定める商工業者以外で、会議所又は商工会で受付けることのできない業種については、取扱金融機関が申込先となることことができる。

★＝保証を要件とはしないが、取扱金融機関が必要と認めるときは保証付きとすることもできる。

第3 要項第3条第2項で定める取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫及び熊本県信用組合の本支店、並びに商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行及び横浜幸銀信用組合の県内各支店とする。

第3-2 取扱金融機関が要項第3条に定める資金の取扱いを辞退しようとするときは、県に指定の取消し申請書（別記第13号様式）を提出しなければならない。

第3-3 金融機関が要項第3条に定める資金の取扱いを希望するときは、県に取扱金融機関の指定申請書（別記第14号様式）を提出するものとし、県は、申請の内容を審査して、別記第15号様式により取扱金融機関の指定を行うものとする。

第3-4 取扱金融機関が次の事項に該当するときは、県と保証協会が協議し、県は、取扱金融機関の資金の取扱いを見直すことのできるものとする。

- (1) 代位弁済率が著しく高い場合
- (2) 要項、法令等に反した取扱いを行った場合
- (3) 融資実績がない場合

第4 要項第6条で定める申込書等は、次のとおりとする。ただし、別の書類により、要件及び内容の確認が可能な場合は、その書類に代えることのできるものとする。

第4-2 提出する書類及び証明書類は、申込口数ごとに提出するものとし、証明書類は、融資申込の日から3か月前までに発行されたものでなければならない。

1 共通提出書類

提出書類	法人	個人	備考
①熊本県中小企業融資制度申込書【別記第1号様式】	○	○	
②印鑑証明書	○	○	
③決算書	○		直近2期
④確定申告書		○	直近2年
⑤すべての県税について未納がないことが証明された納税証明書	○	○	

⑥商業登記簿謄本	○		保証協会の利用が初めての 場合
⑦定款(写)	○		保証協会の利用が初めての 場合
⑧その他関係機関が必要とする書類	○	○	

※NPO法人が申込人の場合は、「③決算書」を「③事業報告書、計算書類及び財産目録」に、「⑥商業登記簿謄本」を「⑥商業登記簿謄本、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」に読み替える。

2 中小企業者により必要な提出書類

提出条件	提出書類			備考	
	法人	個人			
①商工団体があっせんする場合	<input type="checkbox"/> 商工団体意見書【別記第2号様式】		○	○	経営支援プログラム実施企業として優遇措置を受ける場合は、経営支援プログラムの事業計画書を添付すること。
②保証協会の利用が初めての 場合	<input type="checkbox"/> 市町村県民税	納税証明書	○	○	直近2年
		所得証明書〔所得の内訳が分かるもの〕		○	直近2年
③許認可が必要な業種の場合	<input type="checkbox"/> 営業許可証		○	○	
④決算期から6か月以上経過しており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	<input type="checkbox"/> 残高試算表		○	○	直近
⑤出資の額又は資本の総額が中小企業信用保険法で定める金額を超え、かつ、常時使用する従業員数が規定の人数の90%を超えており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	<input type="checkbox"/> 従業員数を確認できる公的機関が発行する証明書 〔労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)等〕		○	○	
⑥関係機関が必要とする場合	<input type="checkbox"/> 資金繰表【別記第3号様式】		○	○	
	<input type="checkbox"/> 収支予定表【別記第4号様式】		○	○	
	<input type="checkbox"/> その他関係機関が必要とする書類		○	○	
⑦経営支援プログラム実施企業として優遇措置を受ける場合（①の商工団体があっせんする場合を除く）	<input type="checkbox"/> 商工会議所、商工会が作成した経営支援プログラムの事業計画書（写、原本証明を要する）		○	○	

3 資金により必要な提出書類

① 産業活性化資金（特別枠）

融資対象	提出書類
I 市町村長の承認が必要な場合	<input type="checkbox"/> 産業活性化資金特別枠事業計画書【別記第5号様式】 <input type="checkbox"/> 納税証明書 [法人] 法人市町村民税（直近1期） <input type="checkbox"/> [個人] 市町村県民税（直近1年）
II 知事の承認が必要な場合	<input type="checkbox"/> 産業活性化資金特別枠事業計画書【別記第5号様式】

② 金融円滑化特別資金

融資対象	提出書類
I 3か月の平均売上高等が減少している場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【別記第6号様式】
II セーフティネットの認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> セーフティネット認定書
III 借換えを行う場合	<input type="checkbox"/> 借換事業計画書【別記第7号様式】
IV 様々な外部環境の変化による場合	
■ アスベスト関連要件の場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【別記第6号様式】 <input type="checkbox"/> 作業計画書（写） [労働基準監督署、保健所の受付印があるもの] <input type="checkbox"/> 特定作業物質等取扱主任者を証する書類（写） <input type="checkbox"/> アスベスト関係工事請負契約書（写） <input type="checkbox"/> 設備導入見積書（写）
■ 鳥インフルエンザ要件の場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【別記第6号様式】 <input type="checkbox"/> 移動制限等を受ける事業者との取引を確認できる書類（写）
■ 口蹄疫要件の場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【別記第6号様式】 <input type="checkbox"/> 移動制限等を受ける事業者との取引を確認できる書類（写）
V 東日本大震災による影響を受けた場合	<input type="checkbox"/> 罹災証明書、原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策実施区域の証明書又は東日本大震災法第128条第1項第1号又は第2号の認定書
VI 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書
VII 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書 <input type="checkbox"/> 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書（写） <input type="checkbox"/> 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付決定通知（写）
VIII 商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書 <input type="checkbox"/> 商店街等施設等災害復旧補助金交付申請書（写） <input type="checkbox"/> 補助事業計画書（写） <input type="checkbox"/> 商店街等施設等災害復旧補助金交付決定通知書（写）
IX 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書 <input type="checkbox"/> 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金交付申請書（写） <input type="checkbox"/> 組合別補助事業計画書（写） <input type="checkbox"/> 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金交付決定通知書（写）

③ 小規模事業者おうえん資金

融資対象	提出書類
平成28年熊本地震による被害の影響を受けた場合	
■被災した場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書
■売上減少の場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【別記第6号様式】 <input type="checkbox"/> 平成28年熊本地震による被害の影響で売上げが減少していることを確認できる書類(写)

④ 創業者支援資金

融資対象	提出書類
I 一般枠の場合	<input type="checkbox"/> 創業（再挑戦）事業計画書【別記第8号様式】
II 再チャレンジ枠の場合	<input type="checkbox"/> 創業（再挑戦）事業計画書【別記第8号様式】 <input type="checkbox"/> 資格要件申告書【別記第9号様式】

⑤ 経営革新等支援資金

融資対象	提出書類
I 産業振興関連	
■経営革新計画の承認を受けた場合	<input type="checkbox"/> 経営革新計画に係る申請書(写) <input type="checkbox"/> 中小企業経営革新計画に係る承認通知書(写)
■経営力向上計画の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 経営力向上計画に係る認定申請書(写) <input type="checkbox"/> 経営力向上計画に係る認定通知書(写)
■産業振興ビジョンに係る所定の支援事業の採択を受けた場合	<input type="checkbox"/> 所定の支援事業の採択、交付等決定通知書(写) <input type="checkbox"/> 事業計画書等(写)
■県産業技術センターとの共同研究要件の場合	<input type="checkbox"/> 熊本県産業技術センターとの共同研究実施証明書【別記第11号様式】
■県起業化支援センターから株式又は新株予約権付社債引受による資金提供を受けた場合	<input type="checkbox"/> 県起業化支援センターとの株式引受契約書(写)
■先端設備等導入計画の認定を受けた者	<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の認定申請書(写) <input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の認定通知書(写)
■地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合	<input type="checkbox"/> 地域経済牽引事業計画の承認申請書(写) <input type="checkbox"/> 地域経済牽引事業計画の承認通知書(写)
■観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者	<input type="checkbox"/> 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付申請書(写) <input type="checkbox"/> 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定通知書(写)
■地域産業資源活用事業計画の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 地域産業資源活用事業計画に係る認定通知書(写) <input type="checkbox"/> 地域産業資源活用事業計画に係る認定申請書(写)
■農商工等連携事業計画の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 農商工等連携事業計画に係る認定通知書(写) <input type="checkbox"/> 農商工等連携事業計画に係る認定申請書(写)
■フードバレー構想に沿った事業を実施する場合	熊本県が証明する書類
■海外でビジネス展開を図ろうとする場合	海外でビジネス展開を図ろうとする事業で熊本県に提出した事業計画書
■建設業以外の分野に進出を行おうとする場合	<input type="checkbox"/> 事業計画書等(写)
■建設事業者の合併等に対する特例措置を受けている場合	<input type="checkbox"/> 特例措置認定通知書(写)

II 環境対策関連	
■地球温暖化の防止に関する条例に基づく計画を実施する場合	<input type="checkbox"/> 各計画書（写）
■地下水保全条例に基づく計画を実施する場合	<input type="checkbox"/> 各計画書（写）
III 職場環境整備等関連	
■ブライト企業の認定を受けている場合	<input type="checkbox"/> 認定証（写）
■「子育てサポート企業」の認定を受けた者が新たに一般事業主行動計画を実施する場合	<input type="checkbox"/> 認定通知書（写） <input type="checkbox"/> 所管の労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画書届出書（写）と当該行動計画書
■一般事業主行動計画を実施する従業員100人以下の事業者で、かつ「子育て従業員応援団」に登録している場合	<input type="checkbox"/> 所管の労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画書届出書（写）と当該行動計画書 <input type="checkbox"/> 子育て従業員応援団登録証（写）
■熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した場合	<input type="checkbox"/> 県が発行する証明書
IV 災害対策関連	
■自ら策定したBCPに基づき防災に資する施設等の整備を行う場合	<input type="checkbox"/> BCP（事業継続計画）（写）

⑥ 新事業展開支援資金

提出書類
<input type="checkbox"/> 新事業展開計画書【別記第12号様式】

⑦ チャレンジサポート資金

提出書類
<input type="checkbox"/> 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書【別記19号様式】 <input type="checkbox"/> 事業計画書（申込人が策定したもの） <input type="checkbox"/> 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

⑧ 事業承継者おうえん資金

提出書類	
I 事業承継をする場合（事業承継後5年以内の場合を含む）	
<input type="checkbox"/> 事業承継者おうえん資金事業計画書【別記第21号様式】	
■事業用財産を取得する場合	<input type="checkbox"/> 事業用財産譲渡契約書（写） <input type="checkbox"/> 金融機関及び税理士等が作成した財産評価算定書（任意様式） <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の事業譲渡に係る議事録（写）（被事業承継会社が法人の場合） <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の定款（写）（被事業承継会社が法人の場合）
■株式を取得する場合 （株式会社の場合、発行済議決権株式総数の3分の2（有限会社の場合は4分の3）以上を一括取得する必要がある。）	<input type="checkbox"/> 株式譲渡契約書（写）及び承継前後の株主構成・出資比率が分かる資料（任意様式） <input type="checkbox"/> 金融機関及び税理士等が作成した株式評価算定書 <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の株主（写）及び履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の定款（写）及び直近2期分の決算書

II 経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表者の場合

- 都道府県知事の認定書（写）
 認定に係る申請書及びその他提出書類（写）

⑨ 資金繰り安定借換資金

提出書類
<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【別記第22号様式】

（各資金の融資条件等）

第5 各資金の取扱いを次のとおり定める。

1 産業活性化資金 一般枠

項目	融 資 条 件 等								
融資対象者	次の(1)～(4)のいずれかを目的とする者 (1) 施設又は設備の近代化 [店舗、工場等の新築又は改装、生活環境保全施設等の整備等] (2) ISO取得等による経営基盤の強化 (3) 商品仕入等事業経営の安定化 (4) 産学官連携による研究・開発								
資金使途	設備資金又は運転資金								
融資限度額	1 企業	設備	5,000万円	1 組合	設備	1億円	貸付方法	証書貸付	
		運転	2,500万円		運転	5,000万円	返済方法	均等分割返済	
融資期間	設備	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)							
	運転	1年以上5年以内(うち据置期間6か月以内)							
融資利率	7年以内		固定 年1.90%以内			7年超		固定 年2.05%以内	
	※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。								
保証料率	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合									
担 保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要						
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会								

2 産業活性化資金 特別枠

項目	融 資 条 件 等								
融資対象者	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者 (1) 過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域又は振興山村のいずれかの地域(別表2-1)で、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業を営む者として、市町村長が、市町村審査事項(別表2-2)に基づいて審査し、承認したもの (2) その他知事が特に必要と認めた者								
資金使途	設備資金又は運転資金								
融資限度額	1 企業	設備	5,000万円	1 組合	設備	8,000万円	貸付方法	証書貸付	
		運転	2,500万円		運転	4,000万円	返済方法	均等分割返済	
融資期間	設備	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)							
	運転	1年以上5年以内(うち据置期間6か月以内)							
融資利率	7年以内	固定 年1.85%以内			7年超	固定 年2.00%以内			
	※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。								
保証料率	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合								
担 保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要						
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会								

別表 2 - 1 (過疎地域・振興山村・離島振興対策実施地域・半島振興対策実施地域)

市町村名	過疎地域	振興山村	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
八代市	旧坂本村 △ 旧東陽村 旧泉村	△ 旧坂本村の旧下松求麻村 と旧百済来村、旧東陽村 の旧河俣村、旧泉村		
水俣市	○	△ 旧久木野村		
天草市	○	△ 旧本渡市の旧栢宇土村、 旧牛深市の旧二浦村、旧 天草町の旧福連木村と旧 下田村	△ 旧御所浦町の横浦島 と牧島と御所浦島、 旧新和町の横島	△ 旧御所浦町と旧新和町 の横島を除く全市
山鹿市	●	△ 旧鹿北町の旧岳間村、旧 菊鹿町の旧内田村		
菊池市		△ 旧菊池市の旧龍門村		
宇土市				○
上天草市	○	△ 旧松島町の旧教良木河内 村	△ 旧大矢野町の湯島と 旧松島町の中島	○
宇城市	△ 旧三角町			△ 旧三角町、旧不知火町
阿蘇市	△ 旧波野村	△ 旧一の宮町の旧古城村と 旧中通村		
美里町	○			
和水町	○			
南関町	○			
大津町		△ 旧瀬田村		
南小国町	○	○		
小国町	○	○		
産山村	○	○		
高森町	○	△ 旧草部村		
南阿蘇村	●	△ 旧久木野村		
西原村		△ 旧河原村		
甲佐町	○	△ 旧宮内村		
山都町	○	△ 旧矢部町の旧白糸村、旧 清和村の旧小峰村		
芦北町	○	△ 旧芦北町の旧大野村と旧 吉尾村		
津奈木町	○			
あさぎり町	○	△ 旧上村		
多良木町	○	△ 旧久米村		
湯前町	○			
水上村	○	○		
相良村	○	△ 旧四浦村		
五木村	○	○		
山江村	○	○		
球磨村	○	○		
苓北町				○

※ ○：全域指定 ●：みなし全域指定 △：一部地域指定

別表 2 - 2 (市町村審査事項)

- 1 当該地域の商工業その他産業に関する振興計画に沿う中小企業者であること。
- 2 納期が到来している市町村民税又は法人市町村民税について滞納がないこと。

3 金融円滑化特別資金

項目	融 資 条 件 等			
融資対象者	<p>次の(1)～(11)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者</p> <p>(2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（別表3-1・3-2・3-3）</p> <p>(3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者</p> <p>(4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者</p> <p>(5) セーフティネット第5号、第7号及び第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(6) セーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者【責任共有制度対象外】</p> <p>(7) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者【責任共有制度対象外】</p> <p>(8) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者【責任共有制度対象外】</p> <p>(9) 商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者（信用保証協会の保証対象者に限る）【責任共有制度対象外】</p> <p>(10) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者【責任共有制度対象外】</p> <p>(11) 東日本大震災による影響を受け、次の①～③のいずれかに該当する者【責任共有制度対象外】</p> <p>① 特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に定める市区町村をいう）内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成23年政令第133号。以下「経産政令」という。）第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>② 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>③ 特定被災区域内に事業所を有する者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p>			
資金使途	設備資金又は運転資金 但し、(2)は運転資金のみ	融資期間	1年以上10年以内（うち据置期間1年以内） 但し、(8)～(10)は10年以内（うち据置期間1年以内）、(11)は1年以上10年以内（うち据置期間2年以内）	
融資限度額	1企業	5,000万円 但し、(5)及び(6)は合計で別枠5,000万円、(7)及び(8)は合計で別枠8,000万円、(11)は別枠8,000万円		1億円 但し、(5)及び(6)は合計で別枠5,000万円、(7)～(10)は合計で別枠8,000万円、(11)は別枠8,000万円
貸付方法	証書貸付、手形貸付		返済方法	均等分割返済、一括返済

融資利率	融資期間	融資対象者(1)～(5)	融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定者, (7)～(10),	融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定者以外, (11)					
	2年以内	—	固定 年1.30%以内 (※2)	—					
	3年以内	固定 年1.70%以内	固定 年1.50%以内	固定 年1.50%以内					
	5年以内	固定 年1.90%以内	固定 年1.65%以内	固定 年1.70%以内					
	7年以内	固定 年2.00%以内	固定 年1.80%以内	固定 年1.90%以内					
	7年超	固定 年2.30%以内	固定 年2.00%以内	固定 年2.10%以内					
	<p>※ 経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。 ※2 「2年以内」は、(8)～(10)のみ活用可能。</p>								
保証料率 (県補助後)	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。								
	融資対象者(1)～(4)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
融資対象者(8)									
<ul style="list-style-type: none"> ・融資期間2年以内：0.00% ※グループ補助金交付決定分を2年以内で借り入れる場合であって、かつ、自己資金分を借り入れる場合は、当該自己資金分も全額補助(融資期間の長短問わず) ・融資期間2年超：0.50% 									
融資対象者(7), (9), (10)	融資対象者(5)	融資対象者(6)			融資対象者(11)				
0.50%	0.62%	セーフティネット第4号認定者		0.50%		0.50%			
		上記以外		0.75%					
<p>※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合(融資対象者(5)～(11)を除く) ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p>									
担保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要						
申込先	会議所、商工会、中央会、取扱金融機関((7)～(10)の申し込みに限る)								
取扱期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象者(11)の取扱期間は、東日本大震災復興緊急保証の適用期間内の貸付実行分までとする。 ・融資対象者(7)～(10)の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間並びに取扱金融機関が申込先となることができるのは、災害関係保証の適用期間内の貸付実行分までとする。 ・融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定を受けた者の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間は、市町村が発行する認定書の有効期間内の保証協会受付分までとする。 ・融資対象者(6)のセーフティネット第4号認定を受けた者及び(7)～(10)の者(平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者)に対する本資金については、既存債務の借り換えは認めない。 								

別表 3-1 (アスベスト関連)

項目	融資条件等
融資対象者	<p>申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高が、前年同期の売上高よりも減少している者で、次の(1)又は(2)のいずれかを行う者</p> <p>(1) 工場、事務所、店舗等の吹付けアスベストの除去(封じ込め工事、囲い込み工事を含む)又はこれと同時に若しくは連続的になされる既存施設の改修(増改築を除く)</p> <p>(2) 吹付けアスベストの除去工事の施工に必要な設備の導入</p>

※資金使途、融資期間、融資限度額、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。

別表 3-2 (鳥インフルエンザ)

項目	融資条件等
融資対象者	鳥インフルエンザの発生により、家畜伝染病予防法第32条に基づく家きん及び家きんの卵・排泄物等の移動及び搬出制限(以下「移動制限等」という。)区域に指定された区域内に所在する養鶏業者又は食鳥処理業者と取引を行っている者で、移動制限等の告示日以降の1か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少している者
資金使途	運転資金
融資限度額	1企業 5,000万円又は平均月商の3倍のいずれか低い額。

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。

別表 3-3 (口蹄疫)

項目	融資条件等
融資対象者	口蹄疫の発生により、家畜伝染病予防法第32条に基づく偶蹄類等の移動及び搬出制限(以下「移動制限等」という。)区域に指定された区域内に所在する畜産業者と取引を行っている者で、移動制限等の告示日以降の1か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少している者
資金使途	運転資金
融資限度額	1企業 5,000万円又は平均月商の3倍のいずれか低い額。

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。

4 小規模事業者おうえん資金【小口零細企業保証制度対応：責任共有制度対象外】

項目	融 資 条 件 等																																									
融資対象者	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者。 ※業種の基準は、産業分類【第13回改定】とする。																																									
資金使途	設備資金又は運転資金																																									
融資限度額	2,000万円																																									
融資期間	設備	1年以上7年以内（うち据置期間6か月以内）	貸付方法	証書貸付																																						
	運転	1年以上5年以内（うち据置期間6か月以内）	返済方法	均等分割返済																																						
融資利率	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">固定</td> <td style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年以内</td> <td style="text-align: center;">固定</td> <td style="text-align: center;">年1.45%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7年以内</td> <td style="text-align: center;">固定</td> <td style="text-align: center;">年1.60%以内</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。</p>				3年以内	固定	年1.30%以内	5年以内	固定	年1.45%以内	7年以内	固定	年1.60%以内																													
3年以内	固定	年1.30%以内																																								
5年以内	固定	年1.45%以内																																								
7年以内	固定	年1.60%以内																																								
保証料率 (県補助後)	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。 (1) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">①</td><td style="text-align: center;">②</td><td style="text-align: center;">③</td><td style="text-align: center;">④</td><td style="text-align: center;">⑤</td><td style="text-align: center;">⑥</td><td style="text-align: center;">⑦</td><td style="text-align: center;">⑧</td><td style="text-align: center;">⑨</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">0.00%</td> </tr> </table> (2) 上記(1)以外の場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">①</td><td style="text-align: center;">②</td><td style="text-align: center;">③</td><td style="text-align: center;">④</td><td style="text-align: center;">⑤</td><td style="text-align: center;">⑥</td><td style="text-align: center;">⑦</td><td style="text-align: center;">⑧</td><td style="text-align: center;">⑨</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.35%</td><td style="text-align: center;">1.15%</td><td style="text-align: center;">0.95%</td><td style="text-align: center;">0.75%</td><td style="text-align: center;">0.50%</td><td style="text-align: center;">0.50%</td><td style="text-align: center;">0.50%</td><td style="text-align: center;">0.50%</td><td style="text-align: center;">0.50%</td> </tr> </table> ただし、平成32年3月31日までに保証協会で受け付けた場合、上表から0.1%を割引いた保証料率を適用する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.85%</td> </tr> </table> <p>※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p>				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	0.00%									①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合	0.85%
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																		
0.00%																																										
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																		
1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%																																		
経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合																																										
0.85%																																										
担保	原則不要																																									
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要																																									
申込先	会議所、商工会、熊本県信用組合、産業支援財団																																									
取扱期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年熊本地震による被害の影響を受けた場合の県補助後保証料率の取り扱いは、平成32年3月31日までに保証協会で受け付けた案件を対象とする。 ・平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者に対する本資金については、既存債務の借り換えは認めない。 																																									

5 創業者支援資金 一般枠【責任共有制度対象外】

項目	融資条件等														
融資対象者	事業を営んでいない個人が県内で新規に事業を開始するもので、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者 (1) 1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者（産業競争力強化法第2条第20項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」）は6月以内） (2) 2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（特定創業支援等を受けた者は6月以内） (3) 個人事業を開始した日以後5年未満の者 (4) 会社設立の日（法人登記日）以後5年未満の者														
資金使途	創業又は事業経営に必要な資金														
融資限度額	2,000万円	貸付方法	証書貸付												
融資期間	1年以上10年以内（うち据置期間1年以内）	返済方法	均等分割返済												
融資利率	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定</td> <td>年1.45%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定</td> <td>年1.60%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定</td> <td>年1.65%以内</td> </tr> </table>			3年以内	固定	年1.30%以内	5年以内	固定	年1.45%以内	7年以内	固定	年1.60%以内	7年超	固定	年1.65%以内
3年以内	固定	年1.30%以内													
5年以内	固定	年1.45%以内													
7年以内	固定	年1.60%以内													
7年超	固定	年1.65%以内													
保証料率（県補助後）	年0.35% ただし保証協会の専門家派遣事業を利用する場合は、年0.25%とする。 ※次の場合は、0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ・会計参与を設置していることを登記により確認できる場合														
担保	不要														
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要														
申込先	会議所、商工会 ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外で、会議所又は商工会で受け付けることができない業種については、取扱金融機関が申込先となることができる。														
責務及び報告	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関と会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、事業計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。 ・融資のあっせんをした会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間（原則3年間）経営支援を行うものとする。（ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関が行う。） ・中小企業者は融資のあっせんを受けた会議所又は商工会に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。（ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関に対して報告を行う。） ・中小企業者から報告を受けた会議所又は商工会は、金融機関と保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。（ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は、中小企業者から報告を受けた金融機関が年1回保証協会に対して報告する。） 														

6 創業者支援資金 再チャレンジ枠【責任共有制度対象外】

項目	融資条件等														
融資対象者	事業を営んでいない個人で過去に廃業の経験（別表4）があり、県内で再び事業を開始するもので、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者 (1) 1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者（産業競争力強化法第2条第20項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」）は6月以内） (2) 2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（特定創業支援等を受けた者は6月以内） (3) 個人事業を開始した日以後5年未満の者 (4) 会社設立の日（法人登記日）以後5年未満の者														
資金使途	創業又は事業経営に必要な資金														
融資限度額	2,000万円	貸付方法	証書貸付												
融資期間	1年以上10年以内（うち据置期間1年以内）	返済方法	均等分割返済												
融資利率	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定</td> <td>年1.45%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定</td> <td>年1.60%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定</td> <td>年1.65%以内</td> </tr> </table>			3年以内	固定	年1.30%以内	5年以内	固定	年1.45%以内	7年以内	固定	年1.60%以内	7年超	固定	年1.65%以内
3年以内	固定	年1.30%以内													
5年以内	固定	年1.45%以内													
7年以内	固定	年1.60%以内													
7年超	固定	年1.65%以内													
保証料率（県補助後）	ただし保証協会の専門家派遣事業を利用する場合は、年0.25%とする。 ※次の場合は、0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ・会計参与を設置していることを登記により確認できる場合														
担保	不要														
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要														
申込先	会議所、商工会 ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外で、会議所又は商工会で受け付けることができない業種については、取扱金融機関が申込先となることができる。														
責務及び報告	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関と会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、事業計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。 ・融資のあっせんをした会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間（原則3年間）経営支援を行うものとする。（ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関が行う。） ・中小企業者は融資のあっせんを受けた会議所又は商工会に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。（ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関に対して報告を行う。） ・中小企業者から報告を受けた会議所又は商工会は、金融機関と保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。（ただし、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は、中小企業者から報告を受けた金融機関が年1回保証協会に対して報告する。） 														

別表4

廃業の経験とは、次の①又は②のいずれかで、廃業又は解散の日から申込日までが5年未満のものをいう。

① 過去に自ら営んでいた事業を、経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの

② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の解散の日において、その会社の業務を執行する役員であったもの

7 経営革新等支援資金

項目	融資条件等							
融資対象者	<p>次の(1)～(23)のいずれかに該当する者</p> <p>【産業振興関連】</p> <p>(1) 経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>(2) 経営力向上計画の承認を受けた者</p> <p>(3) 産業振興ビジョンに係る支援事業（別表5）の採択を受けた者</p> <p>(4) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者</p> <p>(5) 県起業化支援センターから株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者</p> <p>(6) 先端設備等導入計画の認定を受けた者</p> <p>(7) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者</p> <p>(8) 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者</p> <p>(9) 地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者</p> <p>(10) 農商工等連携事業計画の認定を受けた者</p> <p>(11) フードバレー構想に沿った事業を行う者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 県南地域において①～③の事業を実施する者。</p> <p>イ 県南地域の事業者と共同して②～③の事業を実施する者</p> <p>ウ 県南地域の農林水産物を活用して②～③の事業を実施する者。</p> <p>① 農林水産物を活用した製品の生産・加工施設の整備</p> <p>② 農林水産物を活用した商品開発</p> <p>③ 農林水産物を活用した加工品の販路開拓</p> <p>(12) 海外でビジネス展開を図ろうとする者</p> <p>(13) 建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行う者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行う者</p> <p>(14) 建設業者の合併等に対する特例措置を受けている者</p> <p>【環境対策関連】</p> <p>(15) 新エネルギー又は省エネルギー施設を設置する者又は設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者</p> <p>(16) 電気自動車又は燃料電池自動車を導入する者、電気自動車用充電施設又は燃料電池自動車用水素ステーションを設置する者及びこれら設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者</p> <p>(17) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく次の計画を実施する者</p> <p>ア 事業活動温暖化対策計画</p> <p>イ エコ通勤環境配慮計画</p> <p>ウ 建築物環境配慮計画（建築物の環境性能評価の格付けがB+以上の者）</p> <p>(18) 熊本県地下水保全条例に基づく次の計画を実施する者</p> <p>ア 地下水使用合理化計画</p> <p>イ 地下水涵養計画</p> <p>【職場環境整備等関連】</p> <p>(19) 熊本県からブライト企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者</p> <p>(20) 次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定を受けた者で、新たに一般事業主行動計画の策定を所管の労働局に届け出、当該計画を実施する者</p> <p>(21) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を所管の労働局に届け出、当該計画を実施する従業員100人以下の事業者で、県の「子育て従業員応援団」に登録している者</p> <p>(22) 熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者</p> <p>【災害対策関連】</p> <p>(23) 自ら策定したBCP（事業継続計画）に基づき防災に資する施設等の整備を行う者</p>							
資金使途	該当事業を推進するため必要となる設備資金又は運転資金							
融資限度額	1 企業	設備	5,000万円	1 組合	設備	1億円	貸付方法	証書貸付
		運転	2,500万円		運転	5,000万円	返済方法	均等分割返済

融資期間	融資対象者 (3)～(8)、(11) ～(23)	設備	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)						
		運転	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)						
	融資対象者 (1)(2)(9)(10)	設備	1年以上 7年以内(うち据置期間1年以内)						
		運転	1年以上 5年以内(うち据置期間1年以内)						
融資利率	固定 年1.90%以内 ※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。								
保証料率 (県補助後)	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。								
	融資対象者(3)～(6)、(8)、(11)～(23)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.70%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%
	融資対象(1)(2)(9)(10)			融資対象者(7)					
0.77%			0.72%						
※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合(融資対象者(1)(2)(7)(9)(10)を除く) ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合									
担 保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要						
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会								

別表5 (産業振興ビジョンに係る支援事業)

	事業名等	所管課	対象期間
①	インキュベーション施設運営管理事業(くまもと大学連携インキュベータ・夢挑戦プラザ入居企業)	産業支援課	施設に入居している期間
②	リーディング企業創出事業	産業支援課	認定を受けている期間

8 新事業展開支援資金

項目	融資条件等								
融資対象者	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。 (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後1年未満の者 (2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年未満の者 (3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後1年未満の者								
資金使途	設備資金又は運転資金								
融資限度額	1企業	設備	5,000万円	1組合	設備	1億円	貸付方法	証書貸付	
		運転	2,500万円		運転	5,000万円	返済方法	均等分割返済	
融資期間	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)								
融資利率	7年以内	固定	年1.90%以内		※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。				
	7年超	固定	年2.00%以内						
保証料率	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合								
担保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要						
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会								

9 中小企業短期資金

項目	融資条件等			
融資対象者	季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者	資金使途	運転資金	
融資限度額	平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額			
返済方法	金融機関の定める方法による	貸付方法	金融機関の定める方法による	
融資期間	1年以内	融資利率	固定 年1.80%以内	
保証料率	金融機関の判断で保証付きとする場合、保証協会所定の保証料が必要			
担保	金融機関の定めによる	保証人	金融機関の定めによる	
申込先	取扱金融機関			

10 チャレンジサポート資金

項目	融資条件等																																						
目的	国の全国統一制度により、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る。（経営力強化保証制度）																																						
融資対象者	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う者																																						
資金使途	設備又は運転資金																																						
融資限度額	8,000万円																																						
融資期間	設備	1年以上7年以内（据置期間1年以内） ※ただし、既往借入金を借り換える場合は10年以内																																					
	運転	1年以上5年以内（据置期間1年以内） ※ただし、既往借入金を借り換える場合は10年以内																																					
融資利率	責任共有対象	固定 年1.80%以内																																					
	責任共有対象外	5年以内	固定 年1.50%以内																																				
		7年以内	固定 年1.60%以内																																				
		7年超	固定 年1.70%以内																																				
保証料率 (県補助後)	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。																																						
	<p>ア 責任共有制度対象の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.35%</td> <td>1.10%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p> <p>イ 責任共有制度対象外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.40%</td> <td>1.35%</td> <td>1.10%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.70%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.40%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.70%	0.70%	0.50%
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																															
1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%																															
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																															
1.40%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.70%	0.70%	0.50%	0.50%																															
担保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要																																				
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会																																						
事業計画書	<p>融資申込みの際に提出される事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>(1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。</p> <p>(2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策</p> <p>(3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画</p>																																						
責務及び報告	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者は、金融機関や認定経営革新等支援機関から経営診断、経営指導を受けるとともに、金融機関に対して四半期に1回、計画の実行と進捗状況を報告する。 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。（※金融機関自らが認定経営革新等支援機関の場合は、金融機関単独で行うことも可能。） <p>この場合、必要に応じてチャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業を実施する会議所及び商工会（商工会連合会を含む）に専門家派遣等の支援を求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。 <p>なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。 																																						

1.1 事業承継者おうえん資金

項目	融資条件等			
融資対象者	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者 (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 (2) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者 ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者 ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者 ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした者 ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者 ⑥ その他諸費用が生じた者			
資金使途	運転資金又は設備資金			
融資限度額	5,000万円	貸付方法	証書貸付	
融資期間	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)	返済方法	均等分割返済	
融資利率	7年以内 固定 年1.70%以内 7年超 固定 年1.80%以内	※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。		
保証料率(県補助後)	年0.45%～0.50% ※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合			
担保	必要に応じて徴求			
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要			
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会			
責務及び報告	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関と会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。 金融機関及び融資のあっせんをした会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間(原則3年間)経営支援を行うものとする。 中小企業者は融資申込先に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。 中小企業者から実施状況の報告を受けた金融機関又は会議所、商工会は、保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。(ただし、会議所又は商工会においては、金融機関に対しても報告を行うものとする。) 			

1.2 資金繰り安定借換資金

項目	融 資 条 件 等																									
融資対象者	<p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 熊本県中小企業融資制度に係る平成28年熊本地震対応資金(※)の保証付融資残高を有する者</p> <p>(2) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率(以下「平均売上高等」という。)が、平成28年熊本地震発生直前同期の平均売上高等に比して減少している者</p> <p>※ 金融円滑化特別資金のうち、平成28年熊本地震に係る、セーフティネット第4号認定を行けた者(融資対象者(6))、罹災証明書を有している者(融資対象者(7))及びグループ補助金等の交付決定を受けた者(融資対象者(8)～(10))を対象とする資金並びに小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金のことをいう。</p>																									
資金使途	設備資金又は運転資金	融資期間	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)																							
融資限度額	1企業	5,000万円																								
貸付方法	証書貸付		返済方法	均等分割返済																						
融資利率	3年以内		固定 年1.50%以内																							
	5年以内		固定 年1.65%以内																							
	7年以内		固定 年1.80%以内																							
	7年超		固定 年2.00%以内																							
保証料率 (県補助後)	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。</p> <table border="1" data-bbox="405 1330 1398 1402"> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td> </tr> <tr> <td colspan="8">0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> </table> <p>※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。</p> <p>① 担保の提供がある場合</p> <p>② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p>								①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	0.50%								0.45%
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																		
0.50%								0.45%																		
担 保	必要に応じて徴求	保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要																							
申込先	会議所、商工会、中央会、取扱金融機関																									

(借換え)

第6 要項第12条で別に定める金融円滑化特別資金及びチャレンジサポート資金で借換えることができない資金は、下表のとおりとする。なお、下表で定める資金以外であっても、要項第3条第1項に定める資金以外の資金を借換えること及び責任共有制度対象として融資を受けた資金を責任共有制度対象外となる資金に借換えることはできない。

(1) 熊本県小規模事業者資金のうち無担保・無保証人による融資
(2) 熊本県小規模事業者おうえん資金(無担保・無保証人枠)
(3) 熊本県中小企業短期資金
(4) 熊本県中小企業無担保クイック融資資金(くまもとファイト資金)のうち「ファイト2」に区分されるもの

第6-2 要項第12条で別に定める資金繰り安定借換資金で借換えることができる資金は、保証協会が債務の保証を行った融資とする。

(貸付原資)

第7 要項第13条第1項の預託額は、熊本県公金管理に関する方針に基づき行うこととし、預託を受けた場合の要項同条第2項で定める取扱金融機関の自己資金は、下表以上とする。

資金名	協調倍率		
	県	金融機関	
小規模事業者おうえん資金、創業者支援資金	1.5	1	0.5
経営革新等支援資金・チャレンジサポート資金・事業承継者おうえん資金	3	1	2
金融円滑化特別資金・新事業展開支援資金・資金繰り安定借換資金	4	1	3
産業活性化資金	14	1	13
中小企業短期資金	20	1	19

第7-2 取扱金融機関は、歳計現金余裕金貸付規則に定められた手続きをよく理解したうえで、県が別に定める期日(以下「期限」という。)までに、預託申込手続き等(以下「預託手続き」という。)を行わなければならない。なお、事前に県の承諾を得ずに、期限内に預託手続きが行われない場合は、県は、当該金融機関に対して預託を行わないことができるものとする。

(融資状況の報告)

第8 要項第17条で定める保証協会と取扱金融機関の融資状況報告は、翌月10日までに県に行わなければならない。

第8-2 取扱金融機関の融資状況の報告については、別記第17号様式により行うものとし、報告方法は、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれでもよいものとする。また、あらかじめ県の承認を得た場合は、任意の様式で報告することができるものとする。

第8-3 保証協会の報告内容については、県と保証協会が協議して行うものとする。

(疑義照会)

第9 要項及び当該実施要領に定めがない事項等取扱いに疑義が生じた場合は、関係機関は、疑義照会書(別記第18号様式)により照会することとし、県からの回答により取扱うものとする。

(経営支援プログラム)

第10 金融機関は、経営支援プログラム実施企業として金利の優遇を受けた企業(以下「優遇企業」という。)を担当する会議所及び商工会(商工会連合会を含む。)の経営指導員に対して、優遇企業に係る経営支援プログラムの進捗状況の報告、優遇企業との面談日時の設定等を求めることができるものとする。

附 則

この実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成21年4月27日から適用する。
- 2 この実施要領による改正後の第5の3の融資期間の規定は、この実施要領の適用日以後の保証申込受付分から適用するものとし、同日前に保証申込の受付がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成21年7月1日から適用する。
- 2 この実施要領による改正後の第5の3の融資限度額及び第5の12の据置期間の規定は、この実施要領の適用日以後の保証申込受付分から適用するものとし、同日前に保証申込の受付がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成22年5月14日から適用する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年7月17日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年8月20日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月2日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年7月21日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月29日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年9月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月13日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年6月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、この要領による改正前の熊本県中小企業融資制度要領の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年11月20日から施行し、平成30年7月9日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。